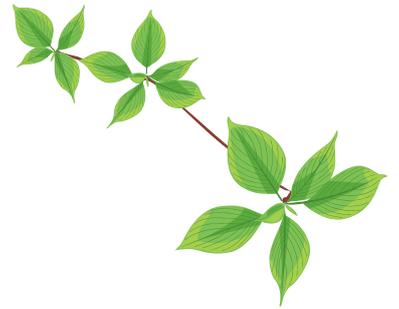


様

令和7年度版



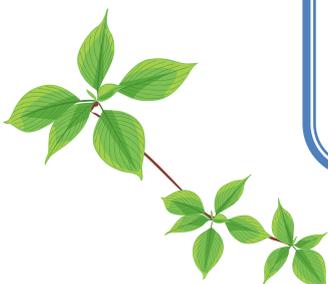
立山町役場 健康福祉課 障害福祉係

〒930-0221

立山町前沢1169番地

(元気交流ステーション3階)

TEL (076)-462-9957 (直通)



も く じ

1. 手 帳

身体障害者手帳の交付	1
療育手帳の交付	2
精神障害者保健福祉手帳の交付	3

2. 医 療

自立支援医療(更生医療)	4
自立支援医療(育成医療)	5
自立支援医療(精神通院)	6
重度心身障害者等医療費助成 などの一部負担金還付	7

3. 手当と年金

障害児福祉手当	8
特別障害者手当	9
特別児童扶養手当	10
心身障害者扶養共済制度	11
障害基礎年金	12
障害者福祉金	14

4. 税金の減免

申告による	
所得税・住民税の控除	15
保育料の変更	15
自動車税(種別割・環境性能割)	
軽自動車税(環境性能割)の減免	16
軽自動車税(種別割)の減免	19

5. 公共料金等の軽減

交通料金各種割引	
○身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方	21
○精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	24
公営施設入場料の減免	25
有料高速道路の割引	26
NHK受信料の減免	27
ふれあい電話(無料電話番号案内)	28
携帯電話基本使用料等の減免	28

6. 日常生活に関すること

日常生活用具の給付	29
補装具の交付・修理	36
軽度・中等度難聴児に対する補聴器の交付・修理	37
障害福祉サービス	37
相談支援	39
在宅要介護者おむつ購入助成券	39
住宅改善の助成	40
駐車禁止の除外指定	40
自動車改造費の助成	41
自動車免許取得の助成	41
ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)利用証制度	42
障害者の外出支援	43
ヘルプマーク	43
地域生活支援拠点事業	44
避難行動要支援者名簿登録制度	46

7. 関係団体等

立山町障害者相談員にご相談ください	47
関係団体	48



1. 手帳

身体障害者手帳の交付

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)

☎ 462-9957

身体に一定以上の永続的な障害を有する方で、身体障害者程度等級（1～6級）に該当すると認められた場合に手帳が交付されます。

○申請手続

- (1)申請書
- (2)診断書・意見書（診断書・意見書の様式及び指定医師が定められています。）
- (3)写真（タテ4cm×ヨコ3cmの無帽上半身で原則1年以内に撮ったもの）1枚
※ポラロイド写真不可
- (4)本人の個人番号(マイナンバー)を確認できるもの
（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票 など）
※ご家族等が代わりに窓口で記入される場合、本人による委任状が必要
- (5)窓口に来られた方の身元確認書類（運転免許証、健康保険証 他）
※写真付のものは1点、写真無のものは2点必要

○障害の種類

- ・視覚障害
- ・聴覚障害又は平衡機能障害
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・肢体不自由
（上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
- ・内部障害
（心臓・じん蔵・肝臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害） など

○変更・再交付申請手続

等級変更	障害の程度が変わったと思われる方は、医師に確認の上、写真（1枚）と指定医師の診断書を添えて申請してください。
居住地、氏名変更	転出された場合、速やかに新しい居住地の市町村に『居住地変更届』を提出してください。氏名を変更された場合も居住地の市町村に届け出てください。
再交付	紛失、破損したとき又は写真が古くなり交換が必要となったときは、写真（1枚）を添えて再交付の申請をしてください。

○手帳返還

手帳の交付を受けた方で手帳が不要になったとき又は死亡されたときは、手帳を健康福祉課障害福祉係にお返しくください。

療育手帳の交付

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)

☎ 462-9957

知的障害者の方は、本人又は保護者の申請によって富山県障害者相談センター（18歳以上の方）又は児童相談所（18歳未満の方）の判定に基づき、療育手帳が交付されます。

○申請手続

(1)申請書

(2)写真（タテ4cm×ヨコ3cmの無帽上半身で原則1年以内に撮ったもの）1枚

＊ポラロイド写真不可

＊写真については判定時にお持ちいただいても構いません。

(3)本人の個人番号(マイナンバー)を確認できるもの

(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票 など)

※ご家族等が代わりに窓口で記入される場合、本人による委任状が必要

(4)窓口に来られた方の身元確認書類

(運転免許証、健康保険証 他) ※写真付のものは1点、写真無のものは2点必要

※新規判定には2回、再判定には1回の来所面接が必要です。

○障害の程度

A 知能指数 (IQ) が、おおむね35以下で日常生活に常時介護を要する重度の方

B 知能指数 (IQ) が、おおむね75以下で上記以外の中・軽度の方

○再判定・再交付・変更手続

再判定	次回判定日を過ぎる前に窓口申請書を提出してください。
居住地、氏名変更	転出された場合、速やかに新しい居住地の市町村に『療育手帳記載事項変更届』を提出してください。氏名を変更された場合も居住地の市町村に届け出てください。
再交付	紛失、破損したとき又は写真が古くなり交換が必要となったときは、写真（1枚）を添えて再交付の申請をしてください。

○手帳返還

手帳の交付を受けた方で手帳が不要になったとき又は死亡されたときは、手帳を健康福祉課障害福祉係にお返しく下さい。



精神障害者保健福祉手帳の交付

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元氣交流ステーション3階)

☎ 462-9957

精神疾患（知的障害を除く）のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方に対して、自立と社会復帰・社会参加のために手帳が交付されます。

○障害の程度

1級：日常生活が1人ではできない程度のもの

2級：日常生活に困難な面がある程度のもの

3級：日常生活、社会生活上の制約がある程度のもの

※障害年金の障害等級（1～3級）に準じています。

○申請手続

(1) 医師の診断書により申請する場合

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書（定められた様式の診断書部分に医師が記入したもの）
- ・写真（タテ4cm×ヨコ3cmの無帽上半身で原則1年以内に撮ったもの）1枚
*ポラロイド写真不可
- ・本人の個人番号(マイナンバー)を確認できるもの
(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票 など)
※ご家族等が代わりに窓口で記入される場合、本人による委任状が必要
- ・窓口に来られた方の身元確認書類
(運転免許証、健康保険証 他) ※写真付のものは1点、写真無のものは2点必要

(2) 年金証書により申請する場合 ※精神障害により障害年金を受給している方に限る

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・年金証書・年金振込通知書の写し
- ・調査同意書
- ・写真（タテ4cm×ヨコ3cmの無帽上半身で原則1年以内に撮ったもの）1枚
*ポラロイド不可
- ・本人の個人番号(マイナンバー)を確認できるもの
(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票 など)
※ご家族等が代わりに窓口で記入される場合、本人による委任状が必要
- ・窓口に来られた方の身元確認書類
(運転免許証、健康保険証 他) ※写真付のものは1点、写真無のものは2点必要

○有効期間

2年間 ※有効期限の3か月前から更新申請ができます

○更新・変更・再交付手続

手帳の更新、住所・氏名の変更、手帳の紛失・破損、障害程度の変更、死亡の場合は健康福祉課障害福祉係まで届け出てください。

2. 医 療

自立支援医療（更生医療）

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
（元気交流ステーション3階）
☎ 462-9957

障害部位に対する手術等により、障害を軽減し、日常生活の便宜を図るための医療が給付されます。

○対象者

身体障害者手帳を交付された18歳以上の方で、手術等により障害が軽減されると判定された方

○対象医療

角膜手術、外耳形成術、関節形成手術、心臓手術、血液透析療法、中心静脈栄養法、抗HIV療法 など

○費用負担

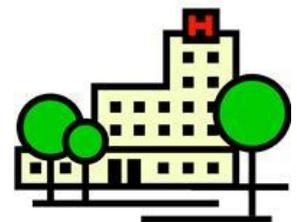
原則として、医療費の1割及び入院時の食費（標準負担額相当）が自己負担となります。ただし、世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が設定されます。

○申請手続

- ・ 自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書
- ・ 医師の診断書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 医療保険の保険証
- ・ 所得が確認できる書類(年金証書等)
- ・ 本人及び本人と同一の健康保険に加入している方の個人番号(マイナンバー)を確認できるもの（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票 など）
※ご家族等が代わりに窓口で記入される場合、本人による委任状が必要
- ・ 窓口に来られた方の身元確認書類
（運転免許証、健康保険証 他）※写真付のものは1点、写真無のものは2点必要

○申請の時期

原則として治療開始前に、申請し要否判定を受けておかなければ適用されません。



自立支援医療（育成医療）

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)

☎ 462-9957

18歳未満の児童に対して、障害の軽減若しくは除去に必要な医療が給付されます。まずは該当するか病院にお尋ねください。

○対象者

18歳未満の身体に障害のある児童又は現在の疾病を放置しておくとも将来障害に至ると認められる児童で、確実な治療効果が期待できる方

○対象となる障害

視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸・小腸又は肝臓機能障害、先天性の内臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 など

○費用負担

原則として、医療費(食事標準負担額は除く)の1割が自己負担となります。ただし、児童の属する世帯の所得状況に応じて負担上限月額が設定されます。

○申請手続

- ・ 自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書(保護者が記入)
- ・ 医師の意見書
- ・ 医療保険の保険証
- ・ 世帯の所得が確認できる書類(所得課税証明書、調査同意書等)
- ・ 本人及び本人と同一の健康保険に加入している方の個人番号(マイナンバー)を確認できるもの(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票 など)
※ご家族等が代わりに窓口で記入される場合、本人による委任状が必要
- ・ 窓口に来られた方の身元確認書類
(運転免許証、健康保険証 他) ※写真付のものは1点、写真無のものは2点必要

○申請の時期

治療開始前に、保護者が必要書類を提出してください。



自立支援医療（精神通院）

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)
☎ 462-9957

精神疾患の治療のために長期的に病院や診療所に通院する場合、通院医療費の費用負担を軽減するために医療費の公費負担を受けることができます。まずは該当するか病院にお尋ねください。

○費用負担

原則として、医療費の1割が自己負担となります。また、世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が設定されます。

○有効期間

1年間 ※有効期限の3か月前から更新申請ができます。

○申請手続

- ・自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（新規・再開・再認定・変更）
- ・自立支援医療（精神通院）診断書 ※2年に1回の提出
- ・医療保険の保険証
- ・所得が確認できる書類（所得課税証明書、年金振込通知書等）
- ・調査同意書
- ・委任状のコピー
- ・受給者証のコピー ※新規以外の方
- ・本人の個人番号(マイナンバー)を確認できるもの
(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票 など)
※ご家族等が代わりに窓口で記入される場合、本人による委任状が必要
- ・窓口に来られた方の身元確認書類
(運転免許証、健康保険証 他) ※写真付のものは1点、写真無のものは2点必要

重度心身障害者等医療費助成 などの一部負担金還付

〈問合せ先〉

住民課 医療保険係

(役場庁舎1階)

☎ 462-9956

重度心身障害者などの健康維持や経済的な負担を軽減するため、保険診療で認められる医療費が助成されます。ただし、対象の方が属する世帯全員の合計所得金額が1,000万円以上の場合には助成されません。

対 象 者	費 用 負 担
65歳未満の重度心身障害者 (青色の受給資格者証・障Ⅰ) (身体障害者Ⅰ・Ⅱ級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級(重度))	医療費の自己負担分全額助成 (現物給付・償還払い)
65歳から69歳の軽度心身障害者 (黄色の受給資格者証・障Ⅱ) (身体障害者手帳 4級の一部 身体障害者手帳 5・6級 療育手帳 B 3か月以上寝たきりの方(その他要件あり))	医療費の自己負担分の一部を助成 (現物給付・償還払い)
65歳以上の重・中度心身障害者 (65歳から74歳までの方は任意で後期高齢者医療保険に加入することにより助成対象となる。クリーム色の受給資格者証) ※令和7年8月から、重度はクリーム色、中度は紫色の受給資格者証となります。 (身体障害者手帳Ⅰ・Ⅱ級(重度) 身体障害者手帳3・4級の一部(中度) 療育手帳 A(重度) 精神障害者保健福祉手帳 Ⅰ級(重度)・Ⅱ級(中度) 障害年金Ⅰ級(重度)・Ⅱ級(中度))	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療費の一部負担金全額・一部(中度かつ自己負担割合が3割の方)助成(償還払い) ※令和7年8月診療分から現物給付、償還払いとなります。
18歳到達後の最初の4月1日から64歳の軽度心身障害者 (受給資格者証なし) (療育手帳 B)	医療費の自己負担額の一部を助成 (償還払い)・・・月額助成上限額2,000円 ※その他の医療費助成を受給されている方は、原則そちらを優先します。

※高校生年齢の子がいる世帯で、両親のどちらかに一定の障害がある世帯は、ひとり親家庭医療費助成の対象になる場合があります。詳しくはお問合せください。

3. 手当と年金

障害児福祉手当

「内容の問い合わせ先>

富山県中部厚生センター 福祉課
(上市町横法音寺40番地)
☎ 472-1479

「書類提出先>

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)
☎ 462-9957

身体又は精神の重度の障害により、日常生活において常時介護を必要とする障害児に手当が支給されます。

○対象者 20歳未満で次のすべてに該当する方

- (1)施設に入所していない方
- (2)障害年金等を受給していない方
- (3)在宅で次の障害の方

- 1 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

○手当額 月額 16,100円 (令和7年4月現在)

○支給月 2月、5月、8月、11月

○所得制限 障害者本人又は配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が、一定の額以上の場合は、その年の8月から翌年7月まで支給が停止されます。

- (注) 1 「所得」は収入から必要経費を差し引いたものをいいます。
2 扶養義務者とは、同一世帯で受給資格者の生計を維持している直系血族(祖父母・父母・子・孫)及び兄弟姉妹をいいます。

特別障害者手当

〈内容の問合せ先〉

富山県中部厚生センター 福祉課

(上市町横法音寺40番地)

☎ 472-1479

〈書類提出先〉

健康福祉課 障害福祉係

(元気交流ステーション3階)

☎ 462-9957

身体又は精神の重度の障害により、日常生活において常時介護を要する状態の方に手当が支給されます。

○対象者 20歳以上で次のすべてに該当する方

- (1)施設に入所していない方
- (2)続けて3か月以上入院していない方
- (3)次の障害のいずれかに該当すると認定された方

ア. 下の表1の①～⑦のうち、2つ以上の障害がある方

イ. 下の表1の①～⑦のうち、1つの障害があり、加えて下の表2のうち、2つ以上の障害がある方

ウ. 肢体不自由で表1の③～⑤のうち、1つの障害があり、それが特に重度であるために日常生活が極度に制限される方

エ. 表1の⑥の障害で、特に絶対安静と診断された方

オ. 精神障害(知的障害を含む)で表1の⑦の障害で日常生活に常時特別の介護を要する方

表1

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、または一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p> <p>② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>⑦ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

表2

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のものまたは一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの</p> <p>④ そしゃく機能を失ったもの</p> <p>⑤ 音声又は言語機能を失ったもの</p> <p>⑥ 両上肢の親指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢の親指及びひとさし指を欠くもの</p> <p>⑦ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> <p>⑧ 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの</p> <p>⑨ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑩ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>⑪ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○**手当額** 月額 29,590円(令和7年4月現在)

○**支給月** 2月、5月、8月、11月

○**所得制限** 障害児福祉手当と同じ制限があります。

特別児童扶養手当

身体又は精神に中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を監護する父若しくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方に手当が支給されます。

〈問合せ先〉

住民課 医療保険係
(役場庁舎1階)
☎ 462-9956

○対象者 20歳未満で次のすべてに該当する児童の養育者

- (1)施設に入所していない児童
- (2)障害年金等を受給していない児童
- (3)日本国内に居住する児童
- (4)次の障害の児童

1級(重度) ※ここでいう等級は、「特別児童扶養手当の等級」であり、「障害者手帳の等級」とは異なります。

- 1 次に掲げる視覚障害
 - イ 両目の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 11 身体の機能の障害若しくは病状、又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2級(中度)

- 1 次に掲げる視覚障害
 - イ 両目の視力がそれぞれ0.07以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃく機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状、又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

○手当額 1級(重度) 月額56,800円、2級(中度) 月額37,830円 (令和7年4月現在)

○支給月 4月、8月、12月

○所得制限 請求者本人又は配偶者及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得が一定の額以上の場合、その年の8月から翌年7月まで支給が停止されます。

心身障害者扶養共済制度

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元氣交流ステーション3階)
☎ 462-9957

障害者の保護者が一定額の掛金を納付し、保護者が死亡又は重度障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金が支給されます。

○**対象者** 次のいずれかに該当する障害者の保護者が加入できます。

- (1) 療育手帳A・Bの方
- (2) 身体障害者手帳1～3級の方
- (3) 精神又は身体に永続的な障害のある方で、(1)、(2)と同程度と認められる方
例えば、統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など

○**加入者(障害者の保護者)の要件**

- (1) 富山県内に住所があること
- (2) 年齢が65歳未満であること(年齢は毎年4月1日における年齢です)
- (3) 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- (4) 障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人まで

○**掛金及び年金額等**

加入時の年齢	～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
掛金(月額)	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円
年金額(月額)	1口加入 2万円		2口加入 4万円				
弔慰金	加入者である保護者より先に障害者が亡くなった場合、加入期間に応じて支給されます。 ※ただし、加入期間が1年以上の方に限ります。						

(令和7年4月現在)

障害基礎年金

〈問合せ先〉

住民課 住民係

(役場庁舎1階)

☎ 462-9962

国民年金の加入中に初診日（障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診断を受けた日）のある病気やけがにより障害者となり、日常生活に制限を受ける状態になったときに障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金は、障害の程度によって1級と2級に分かれています。

（注）身体障害者手帳の等級と国民年金法の等級とは基準が異なります。

障害の状態が障害年金に該当するかどうか、事前にかかりつけの病院でご相談ください。

○受給要件 次の1～3すべてに該当する方

1. 国民年金に加入している間に、障害の原因となった病気やケガについて初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（初診日）があること。

※20歳前や、60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含みます。

2. 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、あるいは1年6か月以内に症状が固定した日）において、国民年金法に定める障害等級の1級又は2級の状態にある方。又は、障害認定日には1級・2級に該当しなかったが、その後症状が悪化し、1級・2級の状態になった方（請求書は、65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。また、老齢基礎年金を繰上げ受給している場合は請求できません。）

3. 保険料の納付要件

初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること。

（20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません）

（1）初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

（2）初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

○20歳前傷病による障害基礎年金

20歳前に初診日のある病気やけがによって障害の状態になった方は、障害等級の1級又は2級に該当すれば20歳から（障害認定日が20歳以後の場合は、障害認定日から）支給されます。

ただし、本人に一定額以上の所得や他年金の受給（遺族年金等）がある場合、支給が制限されます。

○年金額（令和7年4月現在）

等 級		金 額
1 級	昭和31年4月2日以降に生まれた方	年額1,039,625円（+子の加算額※）
	昭和31年4月1日以前に生まれた方	年額1,036,625円（+子の加算額※）
2 級	昭和31年4月2日以降に生まれた方	年額831,700円（+子の加算額※）
	昭和31年4月1日以前に生まれた方	年額829,300円（+子の加算額※）

※ 18歳到達年度末日（3月31日）を経過していない子、障害等級1級・2級の障害状態にある20歳未満の子の数により、次の額が加算されます。

<子の加算額>

子	子の加算額（年額）
第1子	各239,300円
第2子	
第3子以降(1人につき)	各79,800円

○障害年金の請求・相談窓口

障害年金の請求先は初診日に加入していた年金制度で異なります。必要書類は請求される方によって異なりますので、請求・相談窓口にお問い合わせください。

※請求した日の翌月分から受け取りとなるため、請求が遅くなると年金の受給開始時期が遅くなります。

初診日に加入していた年金制度	請求・相談の窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・初診日が国民年金第1号被保険者期間中 ・初診日が20歳前にある場合 	住民課住民係
<ul style="list-style-type: none"> ・初診日が厚生年金保険被保険者期間中の場合 ・初診日が国民年金第3号被保険者期間中の場合 	年金事務所 又は「街角の年金相談センター」 (富山市稲荷元町アピア2階)
<ul style="list-style-type: none"> ・初診日が各種共済組合加入中の場合 	各種共済組合

障害者福祉金

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)

☎ 462-9957

心身障害者又は心身障害児の生活の支援と福祉の増進を図るために支給します。

○対象者

- ・身体障害者手帳 1・2級該当者
- ・療育手帳 A該当者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級該当者

○支給要件

- ・立山町に住所があること
- ・福祉施設に入所していない方

○支給額

- ・年額 18,000円 (月額1,500円)

○支給月

- 9月(上半期)、3月(下半期)
- ・申請した日の属する月の翌月分から資格の喪失する月分まで

○所得制限

- ・障害者本人又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超える場合、支給が制限されます。

扶養義務者とは

・障害者(20歳以上)の場合

障害者と同一の世帯に属し、かつ生計を同じくする配偶者及び子

・障害者(20歳未満)の場合

障害者と同一の世帯に属し、かつ生計を同じくする父母、配偶者及び子

※振込通知はいたしませんので、通帳にてご確認ください

振込日等については、広報たてやま 9月号・3月号

立山町ホームページ お知らせ

に掲載予定

4. 税金等の減免

申告による

所得税・住民税の控除

〈問合せ先〉

税務課 住民税係

(役場庁舎1階)

☎ 462-9952

申告（確定申告・住民税申告・年金受給者のための扶養親族等申告など）により、所得から控除され、障害者や障害者を扶養している方の税負担を軽減します。

○対象者

本人、同一生計配偶者（※）又は扶養親族が前年の12月31日現在、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳所持者（うち1・2級は特別障害者）
- ・療育手帳所持者（うちAは特別障害者）
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者（うち1級は特別障害者）
- ・戦傷病者手帳所持者（うち特別項症～第3項症は特別障害者）
- ・原爆被害者で厚生労働大臣の認定を受けた方（すべて特別障害者）

◇) 上記、特別障害者に該当しない方は、普通障害者に該当します。

◇) 16歳未満のため扶養控除の適用がない者、控除する者の合計所得金額が1,000万円超で、配偶者控除の適用がない（※）同一生計配偶者も障害者控除の適用対象となります。

※同一生計配偶者

所得のある本人と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下である者

保育料の変更

〈問合せ先〉

健康福祉課 児童福祉係

(元気交流ステーション3階)

☎ 462-9955

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の世帯に保育所(園)・認定こども園に入所(園)している児童がいる時、保育料が減額になる場合があります。詳しくは健康福祉課 児童福祉係までお問い合わせください。

自動車税（種別割・環境性能割） 軽自動車税（環境性能割）の減免

〈問合せ先・書類提出先〉
富山県総合県税事務所
自動車税センター
(富山市新庄町馬場39-6)
☎ 424-9211

障害のある方が所有する自動車等について一定の要件を満たす場合、申請により自動車税（種別割）、自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）が減免されます。なお、**軽自動車税（種別割）については、申請窓口が異なります。**詳しくは立山町税務課までお問い合わせください（20ページ参照）。

※ 2019年10月1日から、自動車取得税は廃止となり、自動車等の燃費性能等に応じて自動車等の購入時に払う「環境性能割」が導入されました。

○対象となる障害の区分・程度

			身体障害者手帳の等級					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
身 体 障 害 者	視覚障害		●	●	●	●	●	
	聴覚障害			●	●			
	平衡機能障害				●		●	
	肢 体	上肢	●	●				
		下肢	●	●	●	○	○	○
	体幹		●	●	●		○	
	不 自 由	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢機能	●	●			
			移動機能	●	●	●	○	○
	心臓機能障害		●		●			
	じん臓機能障害		●		●			
	呼吸器機能障害		●		●			
	ぼうこう又は直腸機能障害		●		●			
	小腸の機能障害		●		●			
音声・言語又はそしゃく機能障害				●				
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		●	●	●				
肝臓機能障害		●	●	●				
知 的 障 害 者	療育手帳の交付を受けている方 のうち、右のいずれかに該当する方		1 障害の程度が重度「A」の方 2 障害の程度が中・軽度「B」の小学校就学の始期に 達するまでの児童に限る					
精 神 障 害 者	精神障害者保健福祉手帳の交付を 受けている方のうち、右に該当す るもの		障害の程度が1級の方					

※●印は本人運転・生計同一者運転・常時介護者運転ともに対象、○印は本人運転のみ対象

※戦傷病者手帳の交付を受けている方については、身体障害者手帳と同程度の障害があれば対象

○自動車等の名義（所有者・使用者）

「所有者」、「使用者」とも障害のある方本人であること。（自動車販売業者が所有権を留保する場合は、「使用者」が障害のある方本人であること。）

但し、身体障害者で年齢18歳未満の方、知的障害者又は精神障害者の方については、生計同一の方(家族等)名義でも対象となります。

身体障害者		知的障害者	精神障害者	戦傷病者
18歳以上の方	18歳未満の方			
本人に限る	生計同一の方	本人又は 生計同一の方	本人又は 生計同一の方	本人に限る

○減免対象自動車等

障害のある方一人につき、1台に限ります(軽自動車を含む)。減免額については、富山県のホームページをご参照ください。

※ 車検証に事業用と記載されている自動車等(営業用自動車)、リース車は減免の対象にはなりません。

○申請書の提出について

1. 新たに取得する自動車等で申請する場合(自動車等の登録時に減免を受ける場合)

自動車税（環境性能割）の減免申請となります。運輸支局における登録の前に、総合県税事務所（自動車税センター）へ減免申請書など必要書類を提出して事前審査を受けてください(自動車登録後は、環境性能割の減免申請はできません)。

2. 現在所有する自動車等で申請する場合

自動車税（種別割）の減免申請となります。

① 年度当初から減免要件に該当している場合

自動車税の納期限までに減免申請書など必要書類を提出してください。

② 年度途中で減免要件に該当した場合

自動車税（種別割）の場合は、申請日の翌月分から減免の対象となりますので、減免申請書など必要書類を提出してください。

○必要書類等

運転区分/必要書類等	障害者本人が 運転する場合	障害者と生計同 一の方が運転す る場合	障害者を常時介 護する方が運転 する場合
減免申請書（県税事務所）	○	○	○
身体障害者手帳等 ※1 （コピー可）	○	○	○
運転免許証（コピー可）	○	○	○
住民票（3か月以内のもの）		○※2	○※3
既減免車の「抹消登録証明書」若し くは「名義変更後の車検証」又は「抹 消・移転・変更登録証明書」※4	○	○	○
印鑑（認印可）	○	○	○
使用目的の証明書		○	○
常時介護証明書 ※5			○
自動車運行計画書 ※5			○
誓約書			○
自動車の運行に関する契約書 ※6			○
自動車税（種別割）の減免申請の場合、追加で必要となる書類			
車検証(コピー可)	○	○	○
申請者の個人カード（両面）の写し又は通知カードの写し			
（申請者と身体障害者手帳等をお持ちの方が異なる場合） 申請者の身元確認書類（運転免許証の写し又は健康保険証の写し）			

※1 知的障害者の方は療育手帳、精神障害者の方は精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者の方は戦傷病者手帳が必要です。

※2 障害のある方・運転者・申請者(納税義務者)の住民票(続柄の記載されたもの)が必要です。なお、障害のある方と運転者・申請者(納税義務者)の住所が同一でない場合は、生計同一であることの証明書(健康保険証・給与所得の源泉徴収票の写しなど)が必要です。

※3 障害のある方の世帯全員の住民票が必要です。

※4 既減免車を所有していない場合は不要です。既減免車を所有しており、当該自動車を抹消登録する場合は運輸支局の「抹消登録証明書」、名義を変更する場合は「名義変更後の車検証」が必要です。また既減免車を下取りに出すが速やかに抹消登録又は名義変更を行う見込みがない場合は「抹消・移転・変更登録証明書」が必要です。

※5 常時介護する方が運転する場合は、健康福祉課障害福祉係で常時介護証明書の発行を受けてから、総合県税事務所まで手続きを行ってください。（なお、役場に常時介護証明書を申請する際は、総合県税事務所自動車税センターに提出する書類の写しを添付してください。）

※6 障害のある方のために有償で運転する場合のみ必要です。

軽自動車税（種別割）の減免

〈問合せ先・書類提出先〉

税務課 収納管理係

（役場庁舎1階）

☎ 462-9951

障害者手帳を保持しており、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税（種別割）が全額減免します。

○対象となる障害の区分・程度

			身体障害者手帳の等級						
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	
身 体 障 害 者	視覚障害		●	●	●	●	●		
	聴覚障害			●	●				
	平衡機能障害				●		●		
	肢 体	上肢		●	●				
		下肢		●	●	●	○	○	○
		体幹		●	●	●		○	
	不 自 由	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢機能	●	●				
			移動機能	●	●	●	○	○	○
	心臓機能障害		●		●				
	じん臓機能障害		●		●				
呼吸器機能障害		●		●					
ぼうこう又は直腸機能障害		●		●					
小腸の機能障害		●		●					
音声・言語又はそしゃく機能障害				●					
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		●	●	●					
肝臓機能障害		●	●	●					
知 的 障 害 者	療育手帳の交付を受けている方 のうち、右のいずれかに該当する方		1 障害の程度が重度「A」の方 2 障害の程度が中・軽度「B」の小学校就学の始期に 達するまでの児童に限る						
精 神 障 害 者	精神障害者保健福祉手帳の交付を を受けている方のうち、右に該当す るもの		障害の程度が1級の方						

※●印は本人運転・生計同一者運転・常時介護者運転ともに対象、○印は本人運転のみ対象

※戦傷病者手帳の交付を受けている方については、身体障害者手帳と同程度の障害があれば対象

○自動車等の名義（所有者・使用者）

「所有者」、「使用者」とも障害のある方本人であること。（自動車販売業者が所有権を留保する場合は、「使用者」が障害のある方本人であること。）

但し、身体障害者で年齢18歳未満の方、知的障害者又は精神障害者の方については、生計同一の方(家族等)名義でも対象となります。

身体障害者		知的障害者	精神障害者	戦傷病者
18歳以上の方	18歳未満の方			
本人に限る	生計同一の方	本人又は 生計同一の方	本人又は 生計同一の方	本人に限る

○必要書類

- ① 軽自動車税減免申請書
(税務課窓口にて発行、または町ホームページからダウンロード)
- ② 車検証又は標識交付証明書の写し(車検証の記載が『事業用』のものを除く)
- ③ 運転免許証の写し(運転者のもの)
- ④ 該当の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の写し

○注意事項

- ・ 減免台数は1人1台です。自動車税の減免を受けている方は軽自動車税の減免は受けられません。
- ・ 申請は毎年行う必要があります。申請期限は納期限です。
- ・ 申請期限（納期限）を過ぎた場合は、減免申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

【提出先】立山町役場 税務課収納管理係

☎076-462-9951

5. 公共料金等の軽減

交通料金各種割引

<問合せ先>

J R西日本 富山駅（みどりの窓口）	4 3 1 - 5 5 9 7
あいの風とやま鉄道株式会社（本社）	4 4 4 - 1 3 0 0
富山地方鉄道株式会社（地鉄テレホンセンター）	4 3 2 - 3 4 5 6
万葉線株式会社（総務課）	0 7 6 6 - 2 5 - 4 1 3 9
加越能バス株式会社（運行課）	0 7 6 6 - 2 2 - 4 8 8 8
役場住民課 環境安全係	4 6 2 - 9 9 6 3

【鉄道運賃（J R・あいの風とやま鉄道・富山地方鉄道・万葉線）】

身体障害者手帳、療育手帳、又は精神保健福祉手帳の交付を受けた方は、次の区分に応じて運賃が割引になります。乗車券発行所において手帳を提示して乗車券を購入してください。

	第1種		第2種	
	介護者と一緒に乗車	障害者が一人で乗車	12歳未満の第2種障害者が介護者と一緒に乗車	障害者が一人で乗車
割引対象者	本人と介護者	本人のみ	本人と介護者	本人のみ
普通乗車券	5割引	5割引	5割引	5割引
割引区間	全線	(JR) 片道の利用が100kmを超える場合のみ (地鉄・あいの風・万葉線) 全線が割引対象	全線	(JR) 片道の利用が100kmを超える場合のみ (地鉄・あいの風・万葉線) 全線が割引対象
定期券	5割引 介護者は通勤定期の5割	(あいの風のみ) 5割引	5割引 介護者は通勤定期の5割	(あいの風のみ) 5割引
回数券	5割引	(あいの風のみ) 5割引	—	(あいの風のみ) 5割引
急行券	5割引	—	—	—

※ 6歳以上12歳未満の障害児は小児運賃の5割引です。ただし、小児定期券は割引されません。

※ 特急券（指定席・自由席）・グリーン券・寝台券などは割引されません。

【ジパング倶楽部（特別会員）】

JRをご利用の方は、ジパング倶楽部(特別会員)に加入することで、さらに割引が受けられます。JR線を「片道・往復・連続」のいずれかで201km以上ご利用の場合、特急券・グリーン券・座席指定券が最大で3割引になります。

○対象者

特別会員 身体障害者手帳の交付を受けている満60歳以上の男性又は満55歳以上の女性で、立山町身体障害者協会の会員となっている方（第1種障害者の方は介護者も同様の割引を受けられます。）

○割引率

	ご利用回数	割引率
新規会員	初回から3回	乗車券半額、特急券2割引
	4回から20回	乗車券半額、特急券3割引
継続会員	初回から20回	乗車券半額、特急券3割引

○入会方法

入会をご希望の方は、富山県身体障害者福祉協会又は立山町身体障害者協会に、年会費1,400円を添えてお申し込みください。

○有効期間

入会后1年間（引き続きご入会の場合は更新手続きが必要です。）

※詳しくは下記までお問い合わせください。

〈問合せ先〉

富山県身体障害者福祉協会 ☎432-6331

立山町身体障害者協会 ☎463-1766(会長 古川宅)



【バス運賃（富山地方鉄道、加越能バス）】

運賃を支払うときに、運転手に身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

	第1種	第2種
普通乗車券	5割引(本人と介護者)	5割引(本人のみ)
定期券	3割引(本人と介護者)	3割引(本人のみ)

※ 小児(12歳未満の方)について、小児定期券には障害者割引はありません。

また、小児は介護者となることはできません。

【バス運賃（町営バス）】

身体障害者手帳又は療育手帳を提示すれば、本人及び介護者1名分の運賃が100円(通常200円)になります。また中学生以下で手帳をお持ちの方(介護者1名分含む)は、運賃が無料になります。降車時に運転手に手帳を提示してください。

- ・定期券 立山町役場 住民課
佐伯LPガス商店(立山町芦峯寺82番地) } にてご購入できます。

期間	1か月	3か月	6か月	9か月	12か月
料金	1,500円	4,500円	9,000円	13,500円	18,000円

- ・回数券 立山町役場 住民課
町内の郵便局(立山、釜ヶ淵、大森、新川)
佐伯LPガス商店(立山町芦峯寺82番地)
バス車内 } にてご購入できます。

11枚綴り	1,000円
-------	--------

【国内航空運賃】

満12歳以上で身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方は、販売窓口で提示してください。

割引対象者	本人と同乗する介護者(満12歳以上、1人まで)
割引率	航空会社、路線により異なる

【タクシー料金】

障害者手帳を提示すれば、運賃が割引になる場合があります。
タクシー会社によって取扱いが異なりますので、
事前にタクシー会社にお尋ねください。



交通料金各種割引

(精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方)

<問合せ先>

あいの風とやま鉄道株式会社(本社)	444-1300
富山地方鉄道株式会社(地鉄テレホンセンター)	432-3456
万葉線株式会社(総務課)	0766-25-4139
加越能バス株式会社(運行課)	0766-22-4888
役場住民課 環境安全係	462-9963

※ 詳細については各窓口にお問い合わせください。

【鉄道運賃(あいの風とやま鉄道・富山地方鉄道・万葉線)】

乗車券発行所において障害者手帳を提示して乗車券を購入してください。

	精神障害者保健福祉手帳1級		精神障害者保健福祉手帳2・3級	
	介護者と一緒に乗車	障害者が一人で乗車	12歳未満の第2種障害者が介護者と一緒に乗車	障害者が一人で乗車
割引対象者	本人と介護者	本人のみ	本人と介護者	本人のみ
普通乗車券	5割引	5割引	5割引	5割引
定期券	5割引 介護者は通勤定期の5割	(あいの風のみ) 5割引	5割引 介護者は通勤定期の5割	(あいの風のみ) 5割引
回数券	5割引	(あいの風のみ) 5割引	—	(あいの風のみ) 5割引

※ 6歳以上12歳未満の障害児は小児運賃の5割引です。ただし、小児定期券は割引されません。

【バス運賃(富山地方鉄道・加越能バス)】

運賃を支払うときに、運転手に障害者手帳を提示してください。

	精神障害者保健福祉手帳1級	精神障害者保健福祉手帳2・3級
普通乗車券	5割引(本人と介護者)	5割引(本人のみ)
定期券	3割引(本人と介護者)	3割引(本人のみ)

※ 小児(12歳未満の方)について、小児定期券には障害者割引はありません。

また、小児は介護者となることはできません。

【バス運賃（町営バス）】

精神障害者保健福祉手帳を提示すれば、本人及び介護者1名分の運賃が100円(通常200円)になります。また中学生以下で手帳をお持ちの方（介護者1名分含む）は、運賃が無料になります。降車時に、運転手に手帳を提示してください。

- ・定期券 役場住民課 及び 佐伯LPガス商店(立山町芦峯寺82番地) にて購入できます。

期間	1か月	3か月	6か月	9か月	12か月
料金	1,500円	4,500円	9,000円	13,500円	18,000円

- ・回数券 役場住民課、町内の郵便局(立山、釜ヶ淵、大森、新川)、
佐伯LPガス商店(立山町芦峯寺82番地) 及びバス車内にて購入できます。

11枚綴り	1,000円
-------	--------

【国内航空運賃】

精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）の交付を受けている満12歳以上の方は、販売窓口で提示してください。

※ご搭乗日当日に手帳の有効期限が満了している場合は、割引対象となりません。

割引対象者	本人と同乗する介護者(満12歳以上、1人まで)
割引率	航空会社、路線により異なる

【タクシー料金】

障害者手帳を提示すれば、運賃が割引になる場合があります。

タクシー会社によって取扱いが異なりますので、事前にタクシー会社に問い合わせください。

公営施設入場料の減免

〈問合せ先〉
各施設

障害者手帳の交付を受けた方は、入場の際に手帳を提示すれば、施設の入場料が減免されることがあります。

詳しくは各施設までお問い合わせください。

有料高速道路の割引

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)

☎ 462-9957

障害者の自立と、社会生活への参加を支援するために、有料道路の割引が適用されます。通行の際は有料道路割引シールの添付してある手帳を料金所に提示してください。ETC(有料道路自動料金収受システム)ノンストップ走行時も割引が適用されます。

また新たに、自家用車を事前登録のうえETCを利用申請される方を対象に、オンライン申請が導入されました。

○対象者

① 障害者本人が運転される場合

身体障害者手帳の交付を受けているすべての方が対象になります。

② 障害者本人以外の方が運転され、障害者が同乗される場合

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度障害(※1)をお持ちの方が対象になります。

※1 重度障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種の方です。

○申請時に必要な書類（事前に健康福祉課障害福祉係で申請が必要です）

	必 要 書 類 (新規・更新・変更申請時に必要)
ETCを利用しない 場合	① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② <u>自動車検査証(※2)</u> ③ 運転免許証(障害者本人が運転される場合のみ)
ETCを利用する 場合	① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② <u>自動車検査証(※2)</u> ③ 運転免許証(障害者本人が運転される場合のみ) ④ ETCカード(原則障害者本人名義のもの) ⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書

※2 自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄又は「使用者の氏名又は名称」欄に法人名(自動車販売業者等)が記載されているものは対象にはなりません。車検証の所有者を個人名義に変更してから申請してください。ただし、所有者欄に法人名が記載されているものであっても、割賦購入(ローン)又は長期リース(レンタカー等短期リースは除く)により自動車を利用している場合であって、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」欄に、該当する方の氏名が記載されているものは対象になります。割賦契約書又はリース契約書をお持ちください。

また、次の自動車は割引の対象となりませんのでご注意ください。

- ・自動車検査証等に事業用と記載されているもの
- ・レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等

○割引料金額

通常料金の半額

○割引有効期間

申請手続終了から2回目の誕生日まで

○更新申請・変更申請について

【更新申請】 ※2年ごとの更新が必要です

- ・更新申請は割引有効期限の**2か月前**から行うことができます。
- ・更新申請を行わずに割引有効期限を経過した場合には、障害者割引は受けられず、通常料金をいただくこととなりますのでご注意ください。
- ・ETCをご利用の場合は、割引有効期限の約2週間前までには更新申請を行い、「ETC利用対象者証明書」を有料道路事業者が設置した窓口へ郵送してください。

【変更申請】 以下の事項が変更となる場合、変更申請が必要です

- ・手帳に記載された自動車登録番号
- ・手帳に記載された自動車の車検証上の所有者、使用者
- ・ETC利用登録されたETCカードの名義、番号
- ・ETC利用登録されたETCカードの車載器の管理番号
- ・ETC利用登録された申請者の名前、住所

◆手帳を紛失等した場合、手帳番号等が変更になった場合は、ETC整理番号が変更となりますので変更申請が必要です。

NHK受信料の減免

〈問合せ先〉

NHK富山放送局営業部

(富山市新総曲輪3番1号)

☎ 444-6640

次の方は、NHK放送受信料が減免されます。

	対象者
半額免除	契約者が視覚・聴覚障害者で世帯主である場合
	契約者が重度の障害者(身体障害者手帳Ⅰ・Ⅱ級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級)で世帯主である場合
全額免除	生活保護世帯である場合
	障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が町民税非課税である場合

※申請される場合、認印が必要です。

ふれあい案内 (無料電話番号案内)

〈問合せ先〉
NTT西日本
フリーダイヤル 0120-104174
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

電話帳の利用が困難な視覚・上肢等に障害のある方、知的障害及び精神障害のある方を対象に、電話番号案内を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。ご利用には、事前に登録が必要です。

身体障害者手帳	視覚障害	1～6級
	肢体不自由	1・2級 (上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)
	聴覚障害	2級・3級・4級・6級(1級・5級はなし)
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3級・4級(1級・2級はなし)
療育手帳	A・B	
精神障害者保健福祉手帳	1～3級	
戦傷病者手帳	視力障害	特別項症～第6項症
	肢体不自由(上肢)	特別項症～第2項症
	聴覚障害	第2項症、第4項症
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	第1項症、第2項症、第4項症

携帯電話基本使用料等の減免

〈問合せ先〉
携帯電話各社

障害者手帳をお持ちの方は、本人名義の携帯電話の使用料等が割引になります。携帯電話各社によって割引制度が違いますので、直接お問い合わせください。

6. 日常生活に関すること

日常生活用具の給付

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)

☎ 462-9957

重度障害者(児)に対し、日常生活を容易で快適なものにするために、日常生活用具の給付と貸与を行っています。ただし、施設入所や入院中の方は住宅改修費等が給付できない場合があります。

○申請

事前に手帳をお持ちの上、窓口でご相談ください。

○自己負担額

障害者の方が属する世帯の所得に応じて自己負担があります。なお、付属品や取付け工事等は本人の負担になります。

※介護保険制度との適用関係について

介護保険制度における福祉用具の貸与及び購入費の支給対象品目と重複する種目は、介護保険制度を優先します。

【日常生活給付用具 一覧表】

種別	種目	対象者				性能
		障害	程度	年齢	その他	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下 体 肢 幹	1・2級			腕、脚等の訓練のできる器具を付帯したもので、上体や脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
	特殊マット	下 体 肢 幹	1級 (身体障害 児の場合は 1・2級)	3歳以上	常時介護を必要とする方	床ずれ防止用の加工がしてあるものか、失禁等による汚れを防止できるもの
		知的障害	A			

介護・訓練支援用具	特殊尿器	下体 肢幹	1級	6歳以上	常時介護を要する方	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）又は介護者が容易に使用できるもの
	入浴担架	下体 肢幹	1・2級	3歳以上	入浴に介助を要する方	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器	下体 肢幹	1・2級	6歳以上	下着交換等に家族の介助を必要とする方	体位変換時、介護する方の負担を軽減するもの（少ない力でからだの向きを変えたり、座る姿勢を支えたりすることができる）
	移動用リフト	下体 肢幹	1・2級	3歳以上		介護者が移動させるにあたって、容易に使用し得るもの （ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）
	訓練いす	下体 肢幹	1・2級	3歳～17歳		原則として付属のテーブルを付けるものとする
	訓練用ベッド	下体 肢幹	1・2級	6歳～17歳		腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの
自立生活支援用具	入浴補助用具	下体 肢幹		3歳以上	入浴に介助を必要とする方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）又は介助者が容易に使用できるもの （ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く）
	便器	下体 肢幹	1・2級	6歳以上		容易に使用できるもので、手すりつきのもの（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く）
	歩行補助つえ（T字状・棒状のつえ）	平衡機能 下体 肢幹	1～3級	6歳以上		歩行を補助できるもの

自立生活支援用具

自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	平衡機能 下肢 体幹			家庭内の移動等において介助を必要とする方	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ・身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性のあるもの ・転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く）
	頭部保護帽	平衡機能 下肢 体幹			歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある方	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの
		知的障害	A		てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの
	特殊便器	上肢	1・2級	6歳以上	訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な方	足踏ペダルで温水温風が出るもの （ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く）
		知的障害	A			
	火災警報器	障害等級の身体障害者(児)	1・2級		火災発生の感知又は避難が著しく困難な方。ただし、火災発生の感知若しくは避難が著しく困難な方のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
	自動消火器	知的障害	A		知的障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの
	電磁調理器	視覚	1・2級		盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの
知的障害		A		知的障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯		

自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	1・2級	6歳以上		視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	1・2級		聴覚障害者（児）のみの世帯又はこれに準ずる世帯	来客チャイム、電話の着信音などをセンサーで拾い、回転灯、フラッシュ、振動等に情報を変換し知覚させるもの
情報・意思疎通支援用具	透析液加温器	腎臓	1・3級	3歳以上		透析液を加温し、一定温度に保つもの
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器	1・3級又は同程度の障害がある方			身体障害者（児）が容易に使用し得るもの
	電気式たん吸引器					
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）				身体障害者（児）が容易に使用し得るもの
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	心臓				呼吸状態を継続的にモニタリングする機能を有し、容易に使用できるもの
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚	1・2級	6歳以上	盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯	検温結果を、音声により伝える機能を有するもの
	視覚障害者用体重計	視覚	1・2級	6歳以上		計測結果を音声により伝える機能を有するもの
携帯用会話補助装置	肢体不自由 音声・言語		6歳以上		発声、発語に著しい障害を有する者の意思を音声または文字に変換して伝達する機能を有するもの	

情報・意思疎通支援用具

情報・通信 支援用具	上 視	肢 覚	1・2級			障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト
点字ディスプレイ	視 聴	覚 覚	1・2級	18歳以上		文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの
点字器	視	覚	1・2級	6歳以上		視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする
						(1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製
						(2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製
点字タイプライター	視	覚	1・2級		就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる方	点字の6点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもの
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視	覚	1・2級	6歳以上		音声等により操作ボタンが認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視	覚	1・2級	6歳以上		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの
視覚障害者用拡大読書器	視	覚		6歳以上	本装置により文字等を読むことが可能になる方	文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの
盲人用時計	視	覚	1・2級	6歳以上	音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な方が対象	解読式又は音声式のもの（ただし、原則として解読式）

情報・意思疎通支援用具

聴覚障害者用通信装置	聴覚		6歳以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）等が容易に使用できるもの
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚			本装置によりテレビの視聴が可能になる方	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
人工喉頭	喉頭摘出者				<p>【笛式】</p> <p>呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>【電動式】</p> <p>顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの</p>
福祉電話（貸与）	聴覚音声・言語 外出困難な身体障害者	原則として1・2級		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方又はファックス被貸与者 ・聴覚障害者等若しくは身体障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯 	聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの
ファックス（貸与）	聴覚音声・言語	1～3級		電話では意思疎通が困難な方。聴覚障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯	聴覚障害者等が容易に使用し得るもの

情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚			就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる方	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの
	点字図書	視覚			点字によって情報を入手している方	点字により作成された図書
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者				【蓄便袋】 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋 【蓄尿袋】 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの
	紙おむつ等	排尿若しくは排便の意思表示が困難な人、高度の排便又は排尿機能障害		3歳以上		紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品
	収尿器	高度の排尿機能障害				採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置がついたもの
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下体 肢 幹	1～3級			手すりの取付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替等

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

補装具の交付・修理

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
 (元気交流ステーション3階)
 ☎ 462-9957

身体障害者(児)の身体の失われた部分や障害のある部分を補い、日常生活や就労活動を容易にするため、補装具の交付・修理を行っています。

○申請

障害の状況に応じて交付するため、事前に手帳と本人の個人番号(マイナンバー)を確認できるもの(※ご家族等が代わりに窓口に来られる場合、本人による委任状が必要)、窓口に来られる方の身元確認書類をお持ちの上、窓口でご相談ください。

○再交付

補装具の種類や、交付された人の年齢に応じた成長の状況により、それぞれ耐用年数が決められています。破損、紛失等により再交付を受ける場合は、耐用年数を過ぎていなければなりません。

※介護保険制度との適用関係について

介護保険制度における福祉用具の貸与品目と重複する車椅子、車椅子付属品、歩行器、歩行補助杖は原則として介護保険制度の利用が優先されます。

【補装具の種類】

障害	種類	判定
視覚	視覚障害者安全つえ	
	眼鏡、義眼、コンタクトレンズ	○
聴覚	補聴器	○
肢体不自由	義肢[義足・義手]、装具[上肢・下肢・体幹] ※場合によっては来所判定	○ ◎
	歩行器	○
	座位保持装置	◎
	車椅子 ※オーダーメイドの場合は来所判定	○ ◎
	電動車椅子	◎
	歩行補助つえ	○
	児のみ	座位保持椅子、起立保持具、排便補助具[補助椅子]、頭部保持具

(注) ○印は新規申請の際に医師の意見書が必要。

◎印は後日、富山県障害者相談センターへの来所が必要。

軽度・中等度難聴児に対する 補装具の交付・修理

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)
☎ 462-9957

補装具支給の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、言語の習得や社会性の向上を支援するため、補聴器の交付・修理を行っています。

障害福祉サービス

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)
☎ 462-9957

障害者総合支援法及び児童福祉法により、生活を支援するサービスがあります。サービスを受けるには自立支援給付の申請が必要です。ただし、介護保険対象者は基本的に介護保険の在宅介護サービスの利用を優先します。

○費用負担

利用者負担は、所得に応じた負担の上限額が決められています。

また、所得が低い場合は負担がさらに軽減されます。

【福祉サービスの種類】

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で介護が必要な人に対し、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人を対象に、自宅において、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動上の障害がある人を対象に、外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、援護を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要度が著しく高い人に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気等の場合に、夜間を含む短期間、施設において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。福祉型は障害者支援施設等で、医療型は病院、介護老人保健施設において実施します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に対し、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間、身体能力・生活能力の維持や向上のための歩行訓練や家事等の訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関等との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に対し、就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、就労等に関する相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等の連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	地域生活を営む上で支援を必要とする人に、夜間や休日、共同生活の場において、家事等の日常生活上の支援や相談支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助(グループホーム)等から一人暮らしを希望する方に定期的に自宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
支地域 支援 事業 生活	移動支援	地域において自立した生活や社会参加を促すため、屋外での移動が困難な人に対し、円滑に外出できるよう、移動の支援を行います。
	地域活動支援センター	通所の施設で、障害のある人の日中の憩いの場の提供や相談支援、創作的活動又は生産的活動の機会の提供、社会との交流促進などを行います。

●障害児通所支援（児童福祉法に基づき実施）

児童発達支援	未就学の障害児に対し、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練等を提供します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対し、児童発達支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等において、生活能力の向上のために必要な訓練の実施や社会との交流の促進を行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校等に通う障害児に対し、当該施設を訪問して、当該施設に通う障害児以外の児童との集団生活に適応できるよう、専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。

相談支援

障害のある方の生活を支援するために、以下のような相談支援を行っています。

【相談支援サービスの種類】

種類	内容	指定特定相談支援事業所
一般的な相談支援	施設において、在宅の障害者やその家族の方々に対し、日常生活での困り事、福祉サービスの利用援助等の相談に無料で応じています。	○社会福祉法人 新川会 地域生活相談室 住所：上市町稗田1番32 TEL：076-413-7135(直通) 076-472-1118(代表)
計画相談支援・障害児相談支援	障害福祉サービス等を申請した障害者(児)について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行い、障害者(児)の生活をきめ細かく支援するものです。	
地域移行支援	入所施設や精神科病院等に入院している方に、住居の確保等地域生活に移行するために必要な相談、支援を行います。	○社会福祉法人 むつみの里 地域生活支援センター <small>じねんぼう</small> 自然房 住所：上市町柳町23番地 TEL：076-473-1644
地域定着支援	単身等で生活する方に、地域生活を継続していくために緊急時の必要な支援を行います。	

在宅要介護者等 おむつ購入助成券

〈問合せ先〉

健康福祉課 介護予防係
(元気交流ステーション3階)
☎ 462-9958

在宅でおむつを必要とする方及び介護している方の負担軽減のため、おむつ購入助成券を交付しています。

○対象者 身体障害者手帳1級(下肢又は体幹)を所持する、在宅で日常生活のほとんどにおむつの使用が必要な方

○交付額 月2,000円分の購入助成券

※ おむつ類(紙パンツ、紙おむつ、尿とりパット)の購入の場合に利用できます。

※ 要介護度の区分で既に受給している方は、重複して受給することはできません。

※ 日常生活用具の給付(本紙34ページ)で、「紙おむつ等」の給付を受けている方は、利用できません。

※施設入所・入院等されている期間は対象になりません。

住宅改善の助成

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元氣交流ステーション3階)
☎ 462-9957

家の中の段差の解消や、浴室やトイレを使いやすくすることにより、在宅の重度障害者の日常生活活動を容易にします。

○対象者

- ・視覚障害、肢体不自由で1、2級の方
- ・内部障害(補装具の車椅子の交付を受けている方)
- ・知的障害で療育手帳Aの方



○改造の対象

居室、浴室、洗面所、便所、玄関などの改善（新築や増築は対象外）

○助成限度額

所得制限	補助額
所得税非課税世帯	補助対象工事費 (1件あたり90万円まで)
所得税課税世帯 (DI~DII階層)	補助対象工事費×2/3 (1件あたり60万円まで)

○申請

平面図や工事見積書が必要ですので、着工前に窓口へお問い合わせください。

(申請前に工事着工しますと補助対象外となります)

※介護保険制度との適用関係について

介護保険制度による住宅改修を優先とします。なお、介護保険で住宅改修の助成を受けた場合は、補助対象金額から20万円が差し引かれます。

駐車禁止の除外指定

〈問合せ先〉

上市警察署
☎ 472-0110

障害者自らが運転する場合又は家族などの運転する車に同乗する場合に、駐車禁止の対象から除外される場合があります。

自動車改造費の助成

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)

☎ 462-9957

身体障害者の社会参加を促進するため、自動車の改造に要する経費を助成します。

○助成対象者

次のすべてに該当する方

- ・ 肢体不自由で1、2級の方
- ・ 自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる方
- ・ 前年の所得税課税金額(各種所得控除後の額)が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

○助成金額

1件当たり10万円を限度とする。(ただし、予算の範囲内において助成するものである。)

***申請前に改造された場合は助成の対象となりません。改造を希望される場合は事前にご相談ください。**

自動車免許取得の助成

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)

☎ 462-9957

障害のある人の自立や社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

○対象者

立山町に住所を有し、障害者手帳の交付を受けている方で、指定自動車教習所において適性検査に合格した方

○助成対象費用

- ・ 入学金
- ・ 教習料
- ・ 技能検定料
- ・ 受講料 など

○助成対象費用

免許取得に要した助成対象経費の2/3

(ただし、1人につき10万円を限度とする。)

※世帯の前年の所得税課税金額により助成対象とならない場合があります。

助成を希望される方は、自動車教習所への入校前に申請する必要があります。



ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）

利用証制度

<郵送申請先>

富山県厚生部厚生企画課
（富山市新総曲輪1番7号）
☎ 444-3197

<窓口申請先>

健康福祉課 障害福祉係
（元気交流ステーション3階）
☎ 462-9957

車椅子使用者や障害のある方など歩行が困難な方が、障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるように、公共施設や商業施設に協力駐車区画を設置・表示していただきます。またその区画の優先利用の対象となる方を示す利用証を、県が交付します。

制度の対象駐車区画を利用する際に、車内に利用証を掲示していただくことで、誰もが適正利用を確認できる制度です。

○利用証の交付対象者

障害のある方、要介護者、難病患者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方で一定の要件を満たす方が対象です。

○町内協力施設（令和6年4月1日現在）



施設名	車椅子使用者優先区画 （幅3.5m以上）	障害者等用駐車区画 （幅2.5m程度）
富山県営千寿ヶ原駐車場	5	5
富山県立山カルデラ砂防博物館	1	0
富山県立山博物館	1	1
富山土木センター立山土木事務所	1	0
富山県常願寺川公園	2	0
立山町役場西側駐車場	0	2
立山町教育センター	3	0
立山町上東地域活性化センター	2	0
立山町総合公園	5	2
立山町中央体育センター・武道館	2	0
立山町文化情報発信ステーション	1	0
立山町役場	0	3
立山友情館	2	0
富山銀行 立山支店	0	1
アルビス 立山インター店	2	0
大阪屋ショップ立山店	3	0
ジョーシン 立山店	1	0
スーパーセンター シマヤ立山店	0	5
セブンイレブン立山大石原店	0	1
セブンイレブン立山五郎丸店	0	1
セブンイレブン立山インター店	0	1
立山郵便局	1	0

障害者の外出支援

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)
☎ 462-9957

障害者の生活行動範囲を広げ、積極的に社会活動に参加していただくために、たてポのポイントを支給します。

【外出支援事業】

○対象者

- ・身体障害者手帳（下肢、体幹、視覚） 1級又は2級
※重複障害による等級が1級又は2級に該当の方は除く
- ・精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級
- ・療育手帳A（重度）



○交付額 年間12,000円のポイント

※なお、現在在宅で生活されていない方（施設入所、病院入院等）は、退所、退院後に申請ください。（10月1日以降の申請の場合、6,000ポイント）

○利用できる事業所

タクシー等事業所	電話番号	車両種別
立山交通	463-1188	一般タクシー
協和タクシー (旭自動車株式会社 立山協和営業所)	463-3939	一般タクシー
コメちゃん介護タクシー	090-1396-1983	介護タクシー：車椅子対応車両
やまの湯介護タクシー	413-2575	介護タクシー：車椅子対応車両
アルペン交通	463-3315	一般タクシー
藤井石油	463-1335	ガソリン、軽油のみ該当

ヘルプマーク

〈内容の問合せ先〉

富山県厚生部障害福祉課
(富山市新総曲輪1番7号)
☎ 444-3211

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)
☎ 462-9957

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人が着用することにより周囲に支援を必要としていることを知らせるマークです。

○主な配布場所

県庁障害福祉課、立山町健康福祉課障害福祉係、
県厚生センター及び富山市保健所



〈ヘルプマーク〉

地域生活支援拠点事業

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)

☎ 462-9957

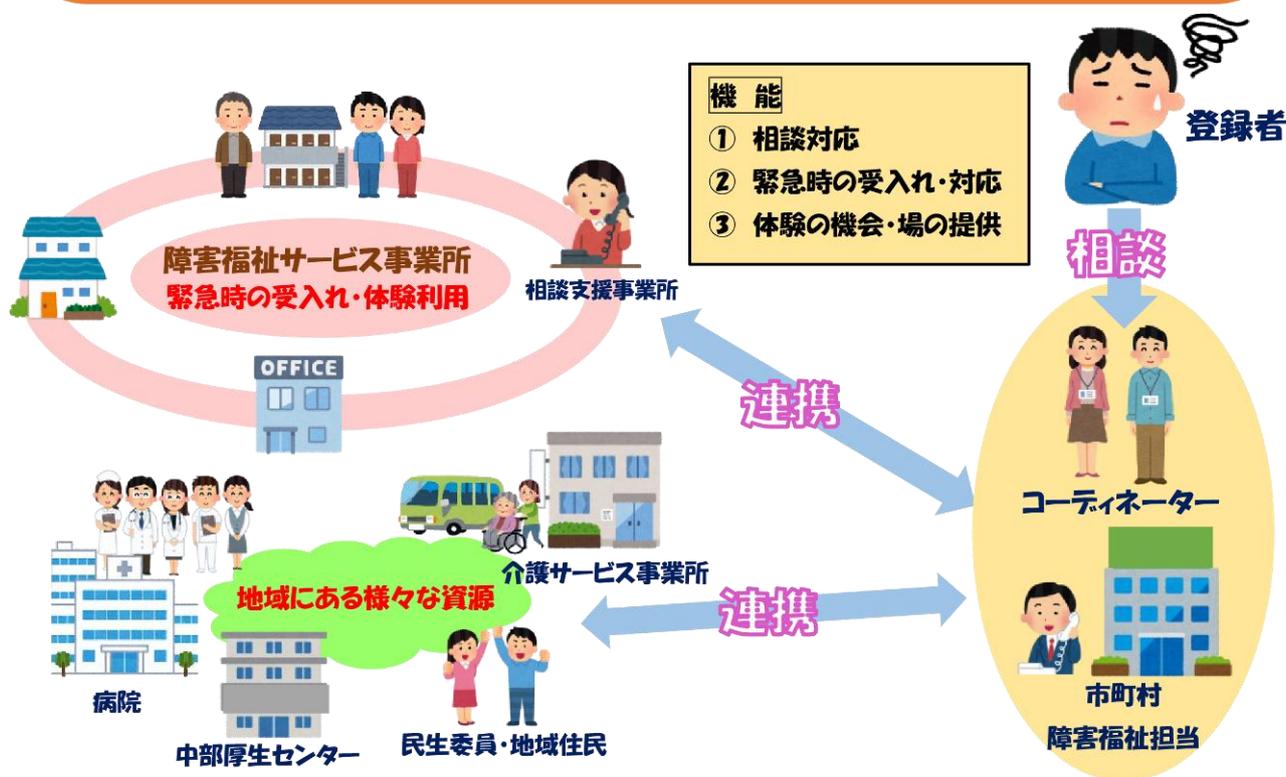
「家族が急に倒れたらどうしよう…」 「両親が高齢になってきたから将来が不安…」
そんなときのために、“地域生活支援拠点事業”を利用しませんか？

地域生活支援拠点とは…

障がいのある方が高齢になられたり、支援されているご家族が亡くなられたりした後も、お住まいの地域で安心して生活ができるよう、行政、障害福祉サービス事業所及びその他の機関が連携して支援する体制を作るものです。

滑川・中新川圏域では新川会相談室にいかわかいと自然房しねんぼうがコーディネーター(※)として活動しています。

※コーディネーター…緊急時の相談対応や緊急受入れ施設の調整などの役割



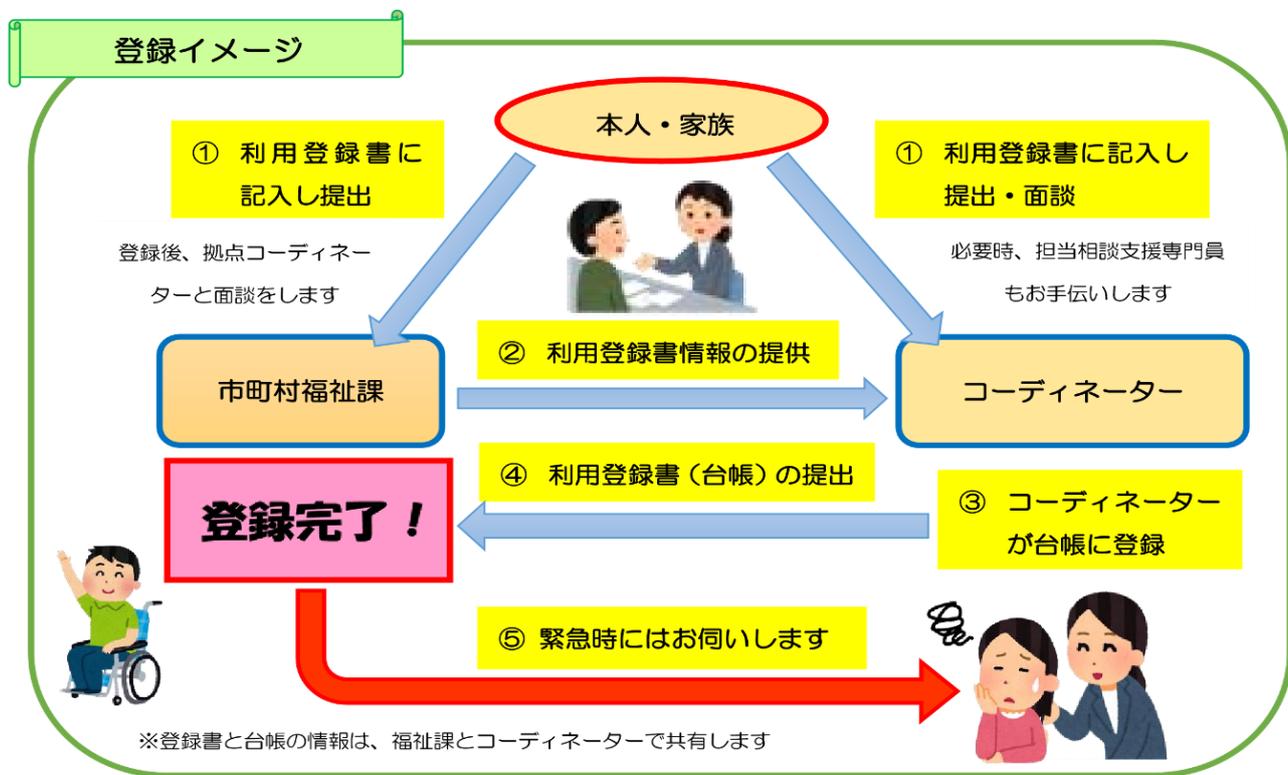
地域生活支援拠点	① 相談対応	緊急時の必要なサービスの調整や相談を受け付けます
	② 緊急時の受入れ・対応	緊急時の施設への受入れ体制及び医療機関などへ連絡等の対応を行います
	③ 体験の機会・場の提供	地域移行支援や親元からの自立を考えている方に体験の機会や場を提供します

※緊急時の受入れについて、短期入所の支給を受けている方は、原則短期入所で対応します。

- 対象者：障がいのある方（介護保険対象者は原則、介護保険サービスを優先）
※特に家族等による支援が困難な方を想定しています。
- 利用方法：原則、事前登録となります。
- 地域生活支援拠点事業 事前利用登録について
この事業をスムーズに利用していただくため、事前利用登録をお願いします。

事前利用登録は、「地域生活支援拠点等事業利用登録書」に必要項目を記入し、町役場健康福祉課へ提出することで成立します。登録後、コーディネーターはご本人と面談をして、緊急受入れ時などに必要な情報（心身状況、服薬・アレルギー情報、生活環境等）や親亡き後を見据えたご本人・ご家族等の将来への意向を聞かせていただきます。コーディネーターは、これらの情報を整理し、今後のご本人へのスピーディーな支援に役立てます。

※事前利用登録は緊急時の受け入れを保証するものではありません。拠点等事業の総合的な利用登録となります。



事前利用登録の手続き・お問い合わせ先

相談窓口	受付日・時間	電話番号
新川会 地域生活相談室 (にいかわかい)	月～金曜日 8:30～17:15	076-413-7135
地域生活支援センター 自然房 (じねんぼう)	月～金曜日 9:00～17:30	076-473-1644
滑川市役所 福祉課	月～金曜日 8:30～17:15	076-475-1377
上市町役場 福祉課		076-473-9107
立山町役場 健康福祉課		076-462-9957
舟橋村役場 生活環境課		076-464-1121

避難行動要支援者名簿登録制度

〈問合せ先〉

健康福祉課 社会福祉係
(元気交流ステーション3階)
☎462-9954

災害発生時に自力での避難が難しく、支援が必要と思われる方(避難行動要支援者)に対し、町と地区区長、民生委員・児童委員、近所の方など避難支援等関係者が連携して情報伝達や安否確認、避難支援等に役立てるための制度です。

対象者の「名簿」を作成して地域の避難支援等関係者に情報提供することにより、地域での避難支援体制づくりを進めます。また、避難支援関係者と連携し、対象者の避難支援を行う者や緊急連絡先、避難時に配慮しなければならない事項等具体的な避難支援事項をまとめた「個別避難計画」も作成していきます。

○対象者

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- A：独居高齢者(75歳以上)、高齢者のみの世帯(75歳以上)の方
- B：身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方
- C：精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する方
- D：療育手帳の重度(A)の判定を受けている方
- E：要介護認定3～5の判定を受けている方
- F：特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- G：その他、災害時に地域の支援が必要な方で、申出のあった方

○「名簿」登録及び「個別避難計画」策定の手続き

「A～Gに該当する方」については、町で定期的に調査し、対象者全員を「名簿」に登録します。「災害発生時に自力での避難が難しい方」や「Gに該当する方」は、次の手続きをお願いします。

- ① 健康福祉課窓口又は地区の民生委員・児童委員にご相談ください。
- ② 健康福祉課窓口又は地区の民生委員・児童委員にご相談ください。
- ③ 登録申請書兼個別避難計画にご記入の上、健康福祉課社会福祉係に提出してください。
- ④ 町は、「名簿」・「個別避難計画」の登録内容を避難支援等関係者に情報提供させていただきます。
- ⑤ 避難支援等関係者は、地域ぐるみの避難支援体制づくりを進めます。



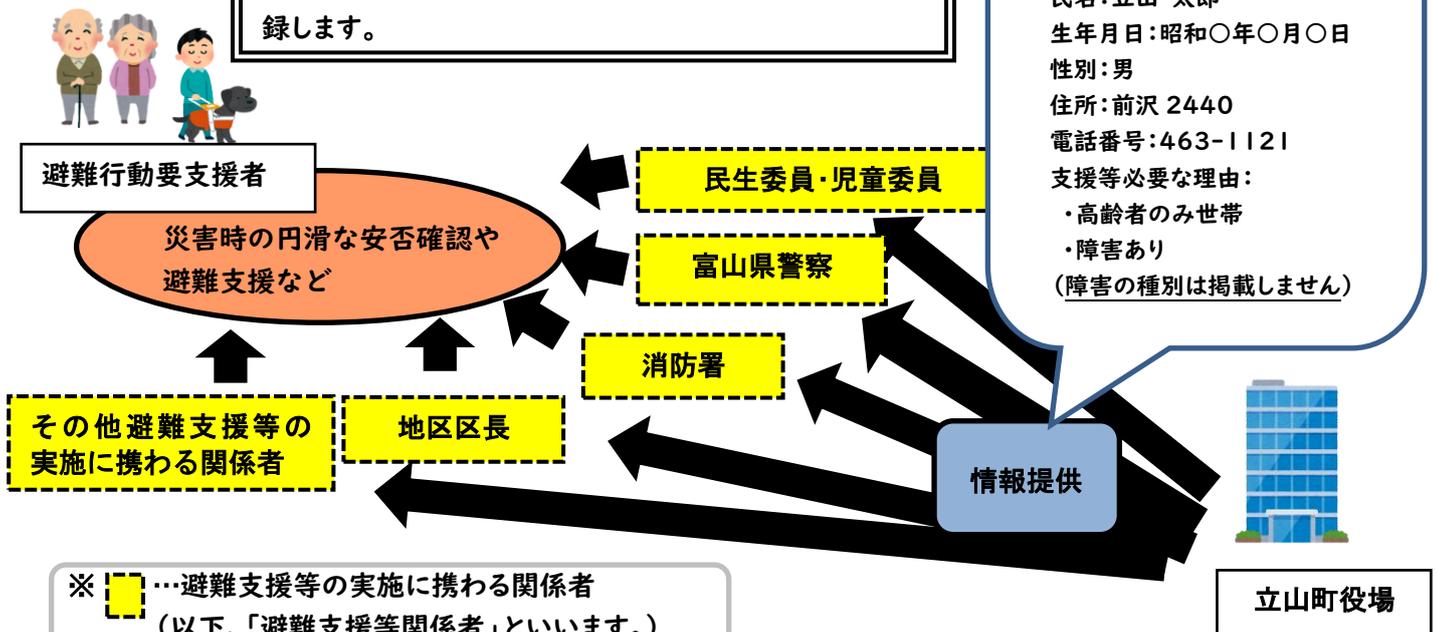
避難行動要支援者名簿の活用イメージ

名簿には【氏名・生年月日・性別・住所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする事由】の情報を登録します。

以下のような形で情報提供します。

例

氏名：立山 太郎
生年月日：昭和〇年〇月〇日
性別：男
住所：前沢 2440
電話番号：463-1121
支援等必要な理由：
・高齢者のみ世帯
・障害あり
(障害の種別は掲載しません)



7. 関係団体等

立山町障害者相談員に ご相談ください

〈問合せ先〉

健康福祉課 障害福祉係
(元気交流ステーション3階)
☎ 462-9957

障害者やその家族の方々に対し、さまざまな相談に応じ、障害者の自立と社会参加を支援します。また、市町村などの行政機関と地域の障害者を結ぶ役割を担っています。

○障害があり、生活に不安があるけど、相談相手がいない。

○同じように障害のある人に話を聞いてほしい。

⇒ そんな時には、障害者相談員にお電話ください。

- ・お電話や訪問により、相談に応じます。
- ・お聞きになりたい福祉情報をご提供します。

相談の流れ

1. 立山町障害者相談員一覧から選んで、電話でご相談の内容などをお伝えください。
2. 必要に応じて、障害者相談員がご自宅を訪問し、相談に応じます。
3. お聞きになりたい福祉情報などをご提供又は調べてお答えします。

※記録のため相談記録表をまとめます。町への報告のため、情報提供に同意ください。

●立山町障害者相談員一覧

障害区分	氏名	住所	電話番号
肢体	古川 義昭	蔵本新	☎463-1766
肢体	亀山 博	前沢	☎463-0180
肢体	長瀬 知子	道新	☎463-2152
肢体	増田 佳子	利田	☎461-7794
内部(心臓等)	秋元 修一	金剛新	☎463-3289
知的	織田 ひろ子	蔵本新	☎463-0764
知的	有馬 辰雄	榎	☎463-3611

関係団体

- 障害者手帳の交付を受けている方々等で組織されています。
いろいろな活動を通して、相互の交流や助け合いを深めています。

関係団体名	所在地	連絡先
立山町身体障害者協会	立山町蔵本新 179 番地 21	(会長 古川宅) 4 6 3 - 1 7 6 6
立山町手をつなぐ育成会	立山町上金剛寺 210 番地 雷鳥苑 内	4 6 2 - 1 7 5 1

身体に何らかの障害があっても、できることは多くあります。
諦めないで、私たちと一緒に探しませんか？そして見つけませんか？
立山町身体障害者協会はいつでもあなたの参加を待っています。
スポーツや文化活動で、あなたの知らない感動を、一緒に。

- 「でこぼこ保護者会」は、発達にてこぼこがある子供さんをもつ保護者のためのコミュニティです。

団体名	連絡先	
でこぼこ保護者会	【公式 LINE】 	【Instagram】  DEKOBOKO_HOGOSYA

2023 年より毎月保護者の座談会を開いたり、時々親子交流会を開いたりしています。
悩みや困りごとを保護者同士で話をすることで少しでも心が軽く、笑顔になれたら良いなと思っています。
ぜひ一緒にお話してみませんか。お待ちしております。